中間前金払制度について

令和７年４月
栃木県県土整備部建築営繕課　事業管理担当

１　中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、工事着工時に支払う請負代金額の１０分の４以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の１０分の２以内を前払金として支払うものです。

２　中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払いを受けている場合で、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

① 請負代金の額が３００万円以上であること。
② 工期の２分の１を経過していること。
③ 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。

３　中間前払金の請求手続

中間前払金の請求手続は、次のとおりです。

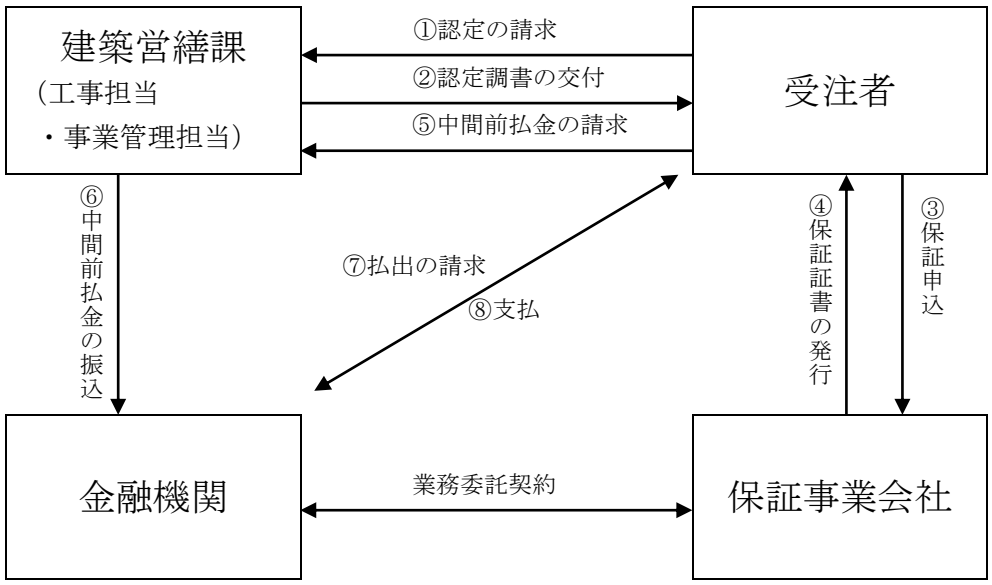

① 受注者は、認定請求書（別記第１号様式）に工事履行報告書（別記第２号様式）を添付して、建築営繕課工事担当者へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
② 建築営繕課は、認定請求書を受け取ってから概ね７日以内に認定調書を交付します。ただし、進捗額の調査の結果、中間前金払いをすることができる要件を具備していると認定できないときは、認定調書を交付しません。

なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠と

なる資料の提出を求めることもあります。

③　受注者は、認定調書の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

④　受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

⑤　受注者は、請求書（様式７３号）に保証証書を添えて、事業管理担当へ中間前払金の請求をしてください。

⑥　建築営繕課は受注者の預託金融機関（前払金専用口座）に、請求を受けた日から１４日以内に中間前払金を振り込みます。

⑦　必要書類を保証事業会社及び預託金融機関へ提出し、払出の請求をしてください。

⑧　受注者に対し、中間前払金が払い出されます。

（注）中間前払金の払い出しに関する手続きについては、保証事業会社にご確認ください。

４　債務負担行為に係る契約の取扱い

債務負担行為に係る契約にあっては、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

①　いずれかの会計年度の出来高予定額が３００万円以上であること。（注）

②　当該会計年度の工事実施期間の２分の１を経過していること。

③　工程表により当該会計年度の工事実施期間の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

④　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該会計年度の出来高予定額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（注）いずれかの会計年度において出来高予定額が 300 万円以上である工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができます。

	出来高予定額	中間前金	出来高予定額	中間前金
平成○○年度	３２０万円	○	２９０万円	×
平成△△年度	２６０万円	×	２９０万円	×
合　計	５８０万円	－	５８０万円	－

５　部分払との関係

中間前払金を請求した後に部分払を行うことが出来ますが、部分払を行ったあとは中間前払金を請求することはできません。

６　その他

支払の準備に時間を要するため、原則として、中間前金払いの認定請求は、工事の竣工１ヶ月前までにお願いします。

〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20
栃木県県土整備部建築営繕課
TEL　028-623-2512
FAX　028-623-2489

別記第１号様式

認定請求書

工事名	
工事場所	
契約年月日	年　　月　　日
工期	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
請負代金額	円
摘要	

上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

年　月　日

栃木県知事　　様

請負者　住所

氏名

添付書類・工事履行報告書等

別記第２号様式

		総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

工 事 履 行 報 告 書

工事名	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
日付	年 月 日 ～ 年 月 日

月別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備考

（記事欄）

備考　１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番タテ